

取消し

不当な勧誘により締結させられた契約は、後から取り消すことができます。

うそを言われた

(不実告知)

重要事項について事実と異なることを告げた。

例

真実に反して「溝が大きくすり減っていて、このまま走ると危ない、タイヤ交換が必要」と告げ、新しいタイヤを販売。

溝が大きくすり減っていて、このまま走ると危ない！タイヤ交換が必要ですよ(ホントはそんなことないけど…)



不利になることを言われなかった

(不利益事実の不告知)

消費者の利益となる旨を告げながら、重要事項について不利益となる事実を故意又は重大な過失によって告げなかった。

例

眺望・日照を阻害する隣接マンションの建設計画があることを知りながら、そのことを説明せずに「眺望・日照良好」と説明してマンションを販売。

眺望・日照良好！
(そのうち隣に高層マンション建っちゃうけどね～)



必ず値上がりするとされた等

(断定的判断の提供)

将来における変動が不確実な事項について確実であると告げた。

例

将来値上がりすることが確実ではない金融商品を「確実に値上がりする」と説明して販売。

確実に値上がりしますよ



通常の量を著しく超える物の購入を勧誘された

(過量契約)

消費者にとっての通常の分量を著しく超えることを知りながら、消費者契約の勧誘をした。

例

一人暮らしでありあまり外出せず、日常的に着物を着用することもない高齢の消費者に対して、事業者がそのことを知りながら、その消費者が店舗に訪れた際に勧誘し、着物を何十着も販売。



お願いしても帰ってくれない

(不退去)

消費者が事業者に対し、退去すべき旨の意思を示したにもかかわらず事業者が退去しなかった。

例

消費者の自宅等において、消費者が何度も帰ってほしい旨を告げているのに勧誘を続けて販売。

今取り込み中なので…



いやいや、こちらはいかがですか～？

帰りたいののに帰してくれない

(退去妨害)

消費者が退去する旨の意思を示したにもかかわらず消費者を退去させなかった。

例

事業者の販売店等において、消費者が何度も帰りた旨を告げているのに勧誘を続けて販売。

帰りたい



いやいや、こちらはいかがですか～？

退去困難な場所へ同行

勧誘することを告げずに消費者を退去困難な場所へ連れて行き、消費者が退去困難であることを知りながら勧誘をした。

※令和4年通常国会改正。

例

旅行に行こうと告げて消費者を山奥の別荘に連れて行って商品を販売。

この商品を買ってください



こまったなあ。帰りたけれど、交通手段がないなあ

威迫する言動を交えて相談の連絡を妨害

消費者が消費者契約を締結するか相談を行うため、電話等によって第三者に連絡したいと言ったが、事業者が威迫する言葉を交えて連絡を妨害して勧誘をした。

※令和4年通常国会改正。

例

ウォーターサーバーを買うか親に相談したいと消費者が言ったのに、それはダメだと相談を妨害して勧誘。

親に電話で相談します



もう大人なんだから、自分だけで決めないとダメだ！